

みんなで創る自治基本条例市民会議代表者会のタタキ台
及び上越市議会自治基本問題調査特別委員会のまとめの内容について

平成19年7月30日
第16回代表者会
資料 10

(1) 市民会議代表者会 タタキ台

(2) 特別委員会のまとめ

(この条例の位置付け等)

第 条 この条例は、本市における住民自治について、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例を尊重して、この条例との整合を図らなければならない。

(改正手続)

第 条 市長は、この条例の改正又は廃止を提案しようとするとき（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、あらかじめ第〇条第1項に規定する市民投票を実施し、市民の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の市民投票の結果、その対象者の過半数の賛成が得られなかったときは、この条例の改正又は廃止を提案してはならない。

3 議員は、その定数の〇〇分の1以上の者の賛成がなければ、この条例の改正又は廃止を発議してはならない。

⇒これはあくまで考えられる手法の一つであり、この他に、事前に住民投票ではなく市民会議や審議会など市民を含めた検討会に諮って賛成を得たうえでなければ提案できないとする手法も考えられる。

最高規範性を担保するために、改正及び廃止の議決についてハードルを高くしたいという思いであるが、その手法については、法との整合を踏まえながらさらに検討を要する。

■最高規範性と改正手続

- ・自治体の憲法として、市の最上位の条例として位置づける。
 - ・その担保として、
新たな条例等を制定するときは本条例の趣旨を最大限尊重すること
すでにある条例や規則等はすべて本条例との整合性を図ること
法令の解釈や運用にあたっては本条例の主旨に基づくこと を規定する。
 - ・年数を記した見直し規定を設ける。（年数については別論議とする）
 - ・制定、改正については市民の意見を尊重する。
- <改正の手続きについては結論を出さず、今後の検討課題とする>

※本資料は、平成19年1月29日（月）開催の市議会「自治基本問題調査特別委員会」
との意見交換会の資料における関係箇所を抜粋したものである